



内 容

- ワクチン接種でアカバネ病を予防しましょう！
- 口蹄疫の発生状況ついて
- 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況
- 牛海綿状脳症(BSE)の発生を防止するために
- ワクチン接種手数料の改正について

ワクチン接種でアカバネ病を予防しましょう！

アカバネ病はアカバネウイルスによって生じる牛、めん羊、山羊の異常産（流産、死産、運動失調、体形異常、水無脳症等）を特徴とする疾病です。通常、感染しても母牛は症状を示さず、ウイルスは血液を介して胎盤を通過し胎子に移行します。8月頃から流産が増加し、10月頃から体形異常、翌年1月頃から水無脳症の子牛が分娩されます。

県内におけるアカバネ病の発生状況（続報）

昨年秋から、本県で25年ぶりにアカバネ病の流行が確認され、45号（1月発行）にてお知らせしたところですが、その後の発生状況を示します。23年2月末現在、13市町村69戸79頭の異常産が確認されています。異常産の種類は、昨年秋から流産、死産、運動失調（起立不能または困難、頭部旋回等）、晩秋～初冬には体形異常（四肢の屈曲等）、今年1月から水無脳症の子牛が分娩されています（表1）。

表1 岩手県内のアカバネ病による異常産の種類と発生頭数（平成22年9月～23年2月）

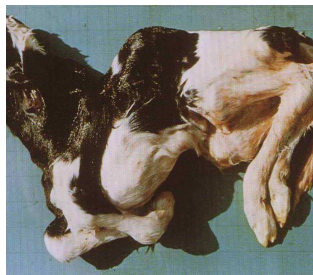
	流産、死産	運動失調	体形異常	水無脳症	視力障害	計
県南地区	4	9	22	1	0	36
県央地区	5	20	17	0	1	43
県合計	9	29	39	1	1	79

ワクチン未接種牛の分娩には注意を！

体形異常子牛は難産になることが多く、時には母牛も死亡する恐れがあります。ワクチン未接種牛の分娩は特に注意し、異常分娩の際には介助や獣医師の処置を受けましょう。



出生時から起立不能の子牛



アカバネ病の流産胎子
(四肢の屈曲・脊椎の彎曲)



大脳欠損（水無脳症）の子牛



ウシヌカカ（体長1～3mm）

（写真：動物衛生研究所）

全ての繁殖牛（妊娠牛・種付け予定牛）へワクチン接種を！

アカバネウイルスはヌカカ等の吸血昆虫によって媒介されることから、ヌカカが活動し始める前（4～6月まで）に繁殖牛へアカバネ病ワクチンを接種することで異常産の発生を防ぐことができます。従前はある一定の時期に妊娠中もしくは種付けを予定している牛への接種を推進しておりましたが、今回の流行を分析した結果や温暖化の影響も併せて検討し、今年から繁殖牛全頭への接種を推奨しています。種付け予定の育成牛も含め全ての繁殖牛へワクチンを接種し発生を予防しましょう。

口蹄疫の発生状況について

【日本の状況】

昨年4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は、牛・豚等292戸・29万頭余の殺処分や埋却・消毒等の防疫措置を行い、7月27日に移動制限がすべて解除されました。9月の清浄性確認検査ですべて陰性であることを確認し、今年2月5日、OIE（国際獣疫事務局）から「ワクチン非接種口蹄疫清浄国」として認定されました。

【韓国の状況】

平成22年1月に韓国で発生した口蹄疫は6月に終息し、9月にOIEから清浄国に認定されました。その後、11月に再発が確認され、平成23年2月15日までの発生は3,447件となりました（図1 平成23年2月23日現在）。現在は全土でワクチン接種がおこなわれています。

韓国は日本と地理的にも近く、フェリー等での往来もあります。今まで以上に防疫対応の強化に努めてください。

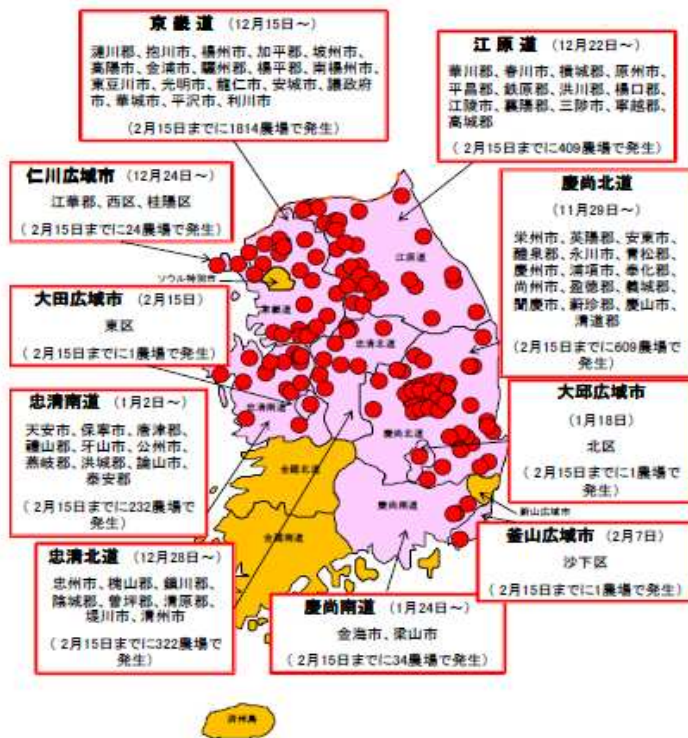


図1 韓国の口蹄疫発生状況

- ◇ 自分の農場に入る際も、靴や持込む物の消毒を徹底しましょう。
- ◇ 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- ◇ 畜産関係者をはじめ農場に立ち寄る車（タイヤや運転席）や持込む物は必ず消毒しましょう。
- ◇ 発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人や発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。また、従業員の方も含めて、口蹄疫が発生している国への渡航は、できる限り控えましょう。

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

前号でお知らせした島根県で発生した家きんの防疫措置は終了しました。その後、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、和歌山県、三重県の18農場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。これらの農場の殺処分・埋却・消毒はすべて終了しています。そのうち、7農場では周辺農場の検査で陰性が確認され移動制限が解除となりました。その他の農場についても段階的に移動制限が解除される見通しです。家きんのほかに、野鳥からも高病原性鳥インフルエンザが確認されています（図2 平成23年2月24日現在）。

鳥インフルエンザの感染を防ぐには、

1 野鳥・野生動物の侵入防止金網の設置、破損部位の修繕、ネズミの駆除、鶏舎周囲の落ち餌の除去

2 飲用水・飼料の汚染による侵入防止

水道水や塩素殺菌された水の給与。飼料保管場所・水源・給水施設の点検

3 人や車両による侵入防止

専用の長靴・衣類の着用。手指の消毒。車両等の農場への侵入防止

4 部外者の農場への立入制限

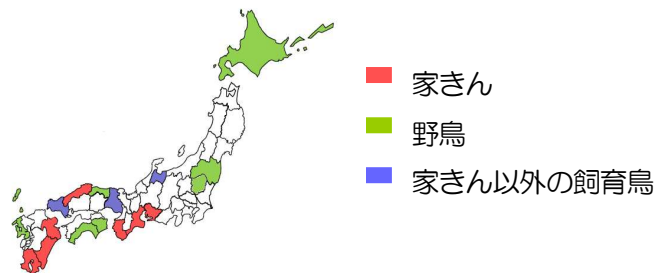


図2 国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

口蹄疫や鳥インフルエンザの感染を広げないためには早期発見が大切です。毎日、必ず家畜を観察して、異常があった場合にはすぐに獣医師または家畜保健衛生所に連絡してください。

牛海綿状脳症(BSE)の発生を防止するために

国内のBSEの発生状況は、平成13年9月の初発以降、平成21年度まで毎年度散発し、累計で36頭（平成22年7月29日現在）が発生しております。

一方、畜産農家並びに飼料の製造・販売業者の皆様は、「食品関連事業者」として、食の安全確保のために果たすべき大切な役割を担っています。

このため、今回は「安全な畜産物の生産は正しい飼料の給与から・・・」とのコンセプトの基、畜産農家の皆様が遵守して頂きたい主な事項を記載しましたのでご確認ください。なお、畜産関係機関の皆様におかれても普及・啓発の一助として頂ければ幸いです。

1 粗飼料給与における注意点として

乾牧草などの粗飼料は、本来、動物性たん白質を含むものではありませんが、異物としての動物性たん白質の混入には十分に気をつける必要があります。なお、注意すべき異物には、ほ乳動物の死骸、骨、糞などがあげられます。

2 牛用飼料への動物性たん白質混入防止のために・・・

- (1) 牛やめん羊などへはA飼料（牛などに給与できるものとして管理された飼料及び飼料原料）以外のものを給与しない。また、A飼料を給与するときに用いる器具は専用化する。
- (2) A飼料の保管は、専用の容器を用いるか、専用の保管場所を設ける。
- (3) A飼料の受入れに当たっては、受入飼料がA飼料として取り扱われているものであることを伝票等で確認する。また、A飼料が直接触れる器具は専用化する。
- (4) A飼料の受入は、B飼料（A飼料以外の飼料及び飼料原料）受入や動物性たん白質等の受入口と隔離された受入口を使う。また、A飼料とB飼料を同時又は連続して受け入れない。

3 配合飼料を給与するときには・・・

飼料は必ず表示票を確認して与えましょう。対象家畜などが表示された飼料について表示に従わずに使用した場合、法律による罰則の対象となります。

4 飼料の使用記録の記帳について

平成15年5月に「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」改正され、飼料が原因となる可能性が生じた場合、原因特定や原因飼料の流通防止の迅速化を図るために、飼料使用記録である帳簿への記載と保管（牛：8年間）に努めることとされております。また、「と畜場法に関する省令」の改正（平成15年8月）により、と場出荷において飼料の表示票の写しの提出を求められる場合がありますので、飼料の表示票は保存しておくように心がけましょう。

ワクチン接種手数料の改正について

平成23年4月1日から、ワクチン接種手数料が一部改正になりますので、お知らせします。

	ワクチン	新料金(円)	備考
1	牛五種混合生ワクチン	1,900	
2	牛五種混合不活化ワクチン	1,900	改正
3	牛六種混合生ワクチン	2,100	
4	アカバネ病生ワクチン	1,750	改正
5	牛ヘモフィルスワクチン	1,200	
6	豚丹毒生ワクチン	160	
7	豚丹毒不活化ワクチン	170	

編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所

TEL 0197-23-3531

FAX 0197-23-3593

岩手県南家畜衛生推進協議会

TEL 0197-24-5532

FAX 0197-23-6988